

重要事項説明書

1 訪問看護・介護予防訪問看護について

主治医の指示に基づき看護師等が在宅へ訪問し、病気や障害のため支援が必要とされる方の看護を行うサービスです。介護保険制度や医療保険制度を利用し、治療やケアプランに沿って、他のサービスと連携し看護を行います。

2 事業所概要

| | | |
|---------------------|-------------------------------|-----|
| 事業者名称 | 公益社団法人 大分県看護協会 訪問看護ステーションおおいた | |
| 指定事業者番号 | 4460190137 | |
| 事業者所在地 | 大分県大分市豊饒二丁目7番1号 | |
| 連絡先電話番号 F A X 番号 | 097-574-7391 097-574-7115 | |
| 職員体制 | 常勤2.5名以上 | |
| 事業地域 | 大分市 | |
| 事業所数 | 訪問看護ステーション | 1か所 |
| | 居宅介護支援事業所（訪問看護ステーション事業所内） | 1か所 |

3 訪問看護・介護予防訪問看護サービス内容

| サービス内容 | | |
|---------------|------------------|-----------------|
| (1) 日常生活の看護 | (2) 医療処置・管理 | (3) 終末期の看護 |
| (4) 介護者の相談 | (5) 小児看護・療育指導・相談 | (6) 精神訪問看護 |
| (7) リハビリテーション | (8) 住宅改修・福祉用具の相談 | (9) 各種住宅サービスの相談 |

4 営業日時のご案内

(1) 営業日 月曜日から土曜日まで（日曜日はお休み）

(2) 営業時間 8:30~17:00まで *お申込みいただければ、24時間対応可能

(3) 休日 日・年末年始（12月29日～1月3日）

5 利用料金 別紙参照

6 ご利用にあたってのお願い

(1) 保険証（マイナ保険証含む）や医療受給者証を同意の上、医療情報（薬剤・特定健診）・保険証情報等確認いたします。内容に変更が生じた場合は必ずお知らせください。

(2) 訪問の予定変更を希望される場合は、ご連絡をお願い致します。

7 苦情のご相談

訪問看護・介護予防訪問看護に対し苦情がある場合は、下記に申し立てることができます。

(1) 訪問看護ステーションおおいた 電話番号：097-574-7391

(2) 大分市長寿福祉課 電話番号：097-534-6111

(3) 大分県国民健康保険団体連合会 苦情担当窓口 電話番号：097-534-8475

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、主治医、介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

9 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

(2) 委員会の設置と概ね6月に1回以上委員会開催（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）

(3) 定期的な研修及び訓練の実施

10 非常災害

非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対する指針及び業務継続計画を作成し、その責任者を定め次に掲げる措置を講じます。

(1) 委員会の設置と年2回の委員会開催

(2) 定期的な避難、その他必要な訓練の実施

11 虐待の防止

利用者の人権擁護・虐待の防止のため、その担当者を定め、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止のための指針の整備と相談窓口の設置

(2) 委員会の設置と委員会の定期的な開催と職員への徹底周知

(3) 定期的な研修の実施

12 身体的拘束等の適正化

サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合は、指針に基づいて、適切な措置を講じます。

13 ハラスメント防止対策

適切なサービスの提供を確保する観点から、各種ハラスメントを防止するために、ハラスメント防止対策に関する基本方針に基づいて、必要な措置を講じます。

14 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、主治医、介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

15 人権擁護、虐待防止等のための責任者 _____

16 訪問看護ステーションおおいたの沿革

平成7年 老人保健法に基づき指定を受ける

平成12年4月 介護保険法による指定業者となる

令和3年4月 訪問看護ステーション・精神訪問看護ステーション指定を受ける

【指定】

生活保護法第49条の規定（中国残留邦人等）指定医療機関指定

難病の患者に対する指定医療機関 指定小児慢性特定疾病医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する第二種協定指定医療機関